### 国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金(65歳から受給できる年金)は、20 歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなけれ ば、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納 付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳 になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納 めることにより、受給年金額を満額に近づけることが できます。ただし、申出のあった月からの加入となり、 さかのぼって加入することはできません。

### ●加入条件

次の4つの条件をすべて満たす方

- 1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の 方(60歳の誕生日の前日より手続きが可能)
- 2. 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- 3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が 480月 (40年) 未満の方
- 4. 厚生年金保険、共済組合などに加入していない方 ※年金の受給資格期間を満たしていない方(保険料の 納付済期間や免除期間などが10年未満)で、昭和

40年4月1日以前に生まれた方は70歳になるまで 任意加入することができます。

※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方 も加入できます。

#### ●加入手続きの留意点

- ・任意加入については、保険料の納付方法は口座振 替が原則となります。(外国に居住する日本人で、 20歳以上65歳未満の方を除く)
- ●手続きに必要なもの 年金手帳、預(貯)金通帳および金融機関への届出印
- ●手続き窓□ 平年金事務所(いわき市平字童子町3-21) 健康福祉課窓口
- 問 平年金事務所 ☎0246-23-5611 健康福祉課 ☎0240-27-2113

# 住まいの復興給付金について

復興庁では、平成26年4月1日からの段階的な消 費税率の引上げに伴い、東日本大震災による被災住宅 (※) にお住まいであった方の住宅再取得、または被 災した住宅の補修にかかる消費税の負担増加に対応す る給付金の支給を行っております。

※被災住宅…「全壊または流出」、「大規模半壊」、「半 壊または床上浸水」、「一部損壊または床下浸水」の 判定を受けた住宅

### ●申請方法

郵便のみの受け付けとなります。

申請書類は役場復興企画課窓口あるいはホームペー ジ (http://fukko-kyufu.jp) から入手してください。

#### 問 住まいの復興給付金事務局

☎0120-250-460 (フリーダイヤル) ※受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝除く)

### ひろのどこでもe-Booksをご存知ですか?

広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイド ブック」、「議会だより」、「東日本大震災の記録」などをパ ソコンやタブレット端末で見ることができます。







## 住宅用火災警報器設置率の調査結果について

消防法により、平成18年6月1日から新築住宅に、 平成23年6月1日から既存住宅を含む全ての住宅に 住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

双葉地方広域市町村圏組合 富岡消防署より、県内 において住宅火災による死者が相次いでいることか ら、住宅防火対策として町内の住宅用火災警報器の設 置状況を把握するため、町へ協力依頼があり、町内全 世帯を対象とし、町民の皆さまのご協力のもと「住宅 用火災警報器設置に関するアンケート」を実施いたし ました。

【設置率】79.3% ※733 (設置世帯) /924 (回収世帯)

【未設置率】 20.7% ※191 (未設置世帯) /924 (回収世帯)

【県設置率】 77.4%

(参考: 令和元年6月1日時点)

●住宅用火災警報器の維持管理について 住宅用火災警報器は、火災時に適切に作動するよう、 設置した後も適切な維持管理が必要です。

- ・点検ボタンを押す。点検ひもを引っ張るなど、定 期的に作動確認を行ってください。
- 新築住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけら れてから10年以上経過しました。本体交換の目 安は、概ね10年となっています。電池切れや本 体内部の電子部品の劣化により火災を感知しなく なることが考えられため、設置した時期を確認し 本体の交換を推奨します。

#### ●購入先

ホームセンターや電器店。双葉地方設備協会加盟店。 詳細については、楢葉分署、環境防災課にお問い合 わせください。

価格はメーカーや種類、機能などにより異なります。

#### ●取付支援

高齢者で取付けることが困難な世帯を対象に消防職 員が設置の支援をいたします。

問 双葉地方広域市町村圏組合 富岡消防署 楢葉分署 ☎0240-25-2119 環境防災課 ☎0240-27-2114

# 町県民税について(納期限6月30日)

町県民税(第1期)の納期限などは、次のとおりです。

- ●納 期 限 令和2年6月30日(火)
- ●納付場所
- ①あぶくま信用金庫 本・支店
- ②福島さくら農業協同組合 本・支店
- ③東邦銀行 本・支店
- ④いわき信用組合 本・支店
- ⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
- ⑥福島銀行 本・支店

- ⑦大東銀行 本・支店
- ⑧広野町役場 出納室
- 9コンビニエンスストア

### ●□座振替日

あぶくま信用金庫 令和2年6月30日(火) その他の金融機関 令和2年6月26日(金)

- ※口座振替については、振替日前に口座残高のご確 認をお願いします。
- 問 町民税務課 収納係 ☎0240-27-4160

### 広野町ホームページで 情報をいち早くお伝えします!

広野町からの「お知らせ」や「情報」、「まちの話題」、 「イベント」などをいち早くお伝えしています。ぜひご確 認ください。







15 広報ひろの 2020.6 No.586